

第157回
奈良県
都市計画
審議会
報告事項

大和都市計画区域の市街化調整区域における
容積率等の変更について

大和都市計画区域の市街化調整区域における 容積率等の変更（奈良県指定）

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下、「法」という。）の規定に基づき、大和都市計画区域のうち、奈良市、橿原市及び生駒市の区域を除く市街化調整区域内における容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限を次のとおり定める。

法第52条第1項第6号の規定に基づく数値 (容積率)	法第53条第1項第6号の規定に基づく数値 (建ぺい率)	法別表第3(に)欄の5の項の規定に基づく数値 (道路斜線勾配)	法第56条第1項第2号二の規定に基づく数値 (隣地斜線勾配)	面積
10分の8	10分の3	1.25	1.25	約 3,734.9 ha
10分の8	10分の4	1.25	1.25	約 19.4 ha
10分の8	10分の5	1.25	1.25	約 2,796.5 ha
10分の10	10分の4	1.25	1.25	約 1,154.7 ha
10分の10	10分の6	1.25	1.25	約 11.1 ha
10分の20	10分の6	1.25	1.25	約 18,636.95ha
10分の20	10分の7	1.25	1.25	約 118.2 ha
10分の20	10分の7	1.5	1.25	約 608.3 ha
10分の40	10分の7	1.5	2.5	約 35,884.95ha
区域は計画図表示のとおり				合計 約 62,965.0 ha

理由

「都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例」による区域指定に伴い、当該区域（天理市：6.15ha）における容積率を10分の40から10分の20に、建ぺい率を10分の7から10分の6に、道路斜線勾配を1.5から1.25に、隣地斜線勾配2.5を1.25にそれぞれ変更した。

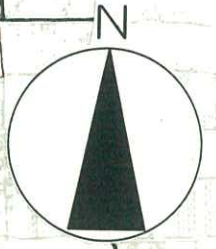
告示日 平成27年10月2日

【 天理市の変更内容 】

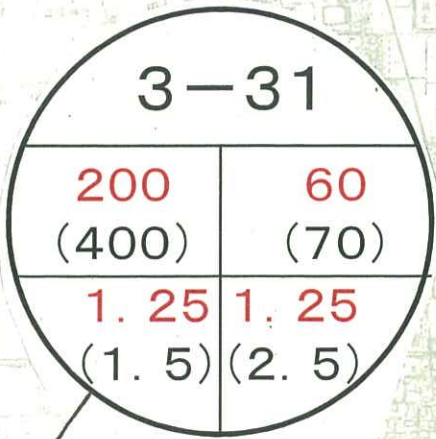
	変更前	変更後
容積率400%、建ぺい率70%、 道路斜線勾配1.5、隣地斜線勾配2.5	4940.49ha	4934.34ha (-6.15)
容積率200%、建ぺい率60%、 道路斜線勾配1.25、隣地斜線勾配1.25	2469.61ha	2475.76ha (+6.15)

変更区域は変更区域図のとおり

位置図



遠田町・檜垣町地区




※()内は変更前の数値

区域内の農用地
(平成16年5月17日現在)は
 区域内において農用地でない場合
(平成16年5月17日現在)は

80	50
1.25	1.25
400	70
1.5	2.5

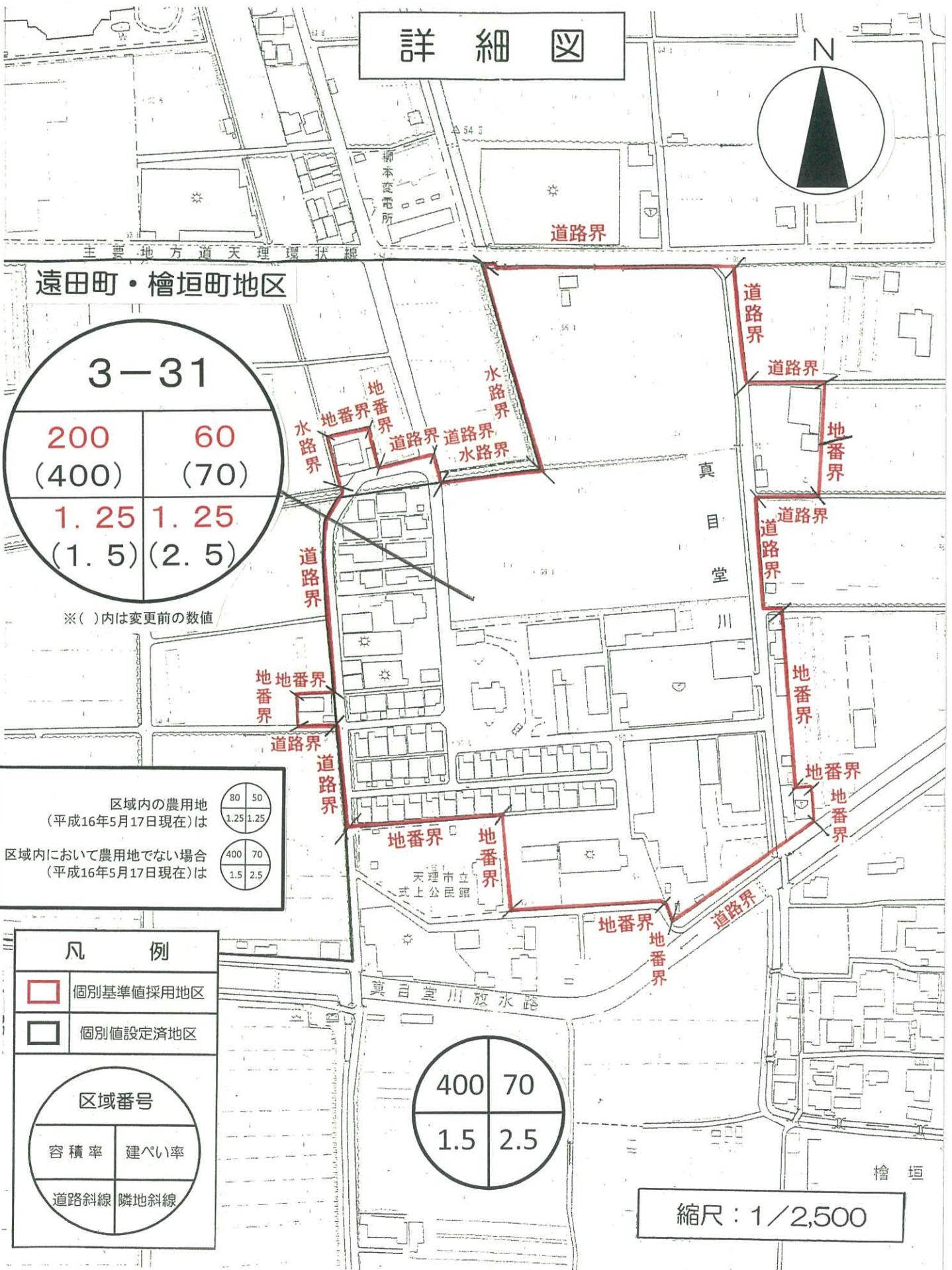
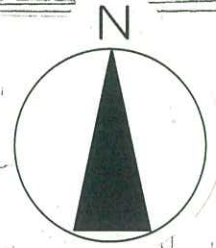
凡 例

 個別基準値採用地区



縮尺：1/15,000

詳細図



遠田町・檜垣町地区

3-31

200 (400)	60 (70)
1.25 (1.5)	1.25 (2.5)

※()内は変更前の数値

区域内の農用地
(平成16年5月17日現在)は

80	50
1.25	1.25

区域内において農用地でない場合
(平成16年5月17日現在)は

400	70
1.5	2.5

凡例

- 個別基準値採用地区
- 個別値設定済地区

区域番号

容積率	建ぺい率
道路斜線	隣地斜線

400	70
1.5	2.5

縮尺：1/2,500